

（仮称）日野市まちづくり条例に対する意見と修正

1 意見者数、意見数

意見者数	意見数
9	17

2 意見の要旨

項目	概要
変電所、鉄塔の建設	・電気事業を開発事業の対象とすべきである。少なくとも6月の条例案のとおりにすべきである。 ・変電所及び鉄塔については、条例案のとおりで異論はない。今後とも過度の規制とならないようお願いする。電気事業法に定めるものを開発事業の対象にすることは、都市計画法の趣旨に抵触し違憲違法である。
公表	・指導書への適合勧告に従わない事業者は公表されてしかるべきである。
条例全般	・条例案の早期制定を望む。 ・関心のある人、関係のある人に理解協力をいただく必要がある。 ・土地の価格は下落低迷しているので、土地基本法の趣旨を生かした条例を制定する必要はない。 ・第7条「表明する権利」は権利の乱用に繋がり、条例制定は財産権の侵害の恐れがある。
地区まちづくり協議会	・地区まちづくり協議会の認定要件を10分の1以上の住民の同意から3分の2以上の同意に変更するよう求める。
高さ制限	・建築物の高さ制限は、土地のコストアップにつながるので、制限に反対する。 ・建築物の高さ制限は20mにすべきである。
開発手続	・開発事業の対象から3階建ての建築物を削除し、10m以上の建築物を対象とすべきである。 ・開発事業の対象を3階建て以上から4階建て以上にするよう求める。 ・第80条第1項の特例手続の対象を1000㎡未満から2000㎡未満に変更し、第80条第2項を削除するよう求める。
開発負担金	・市民又は市内法人が行う比較的小規模な開発事業に対する開発負担金の軽減を求める。
指導基準	・指導基準の再点検、再検討が必要である。 ・指導基準の規制内容は指導要綱の水準と概ね同等とするとともに柔軟な運用をするよう求める。 ・開発を行う場合、地下水について配慮する事項を加えるよう求める。

3 意見に対する対応

次の２点について修正する。

- (１) 変電所、鉄塔の新たな建設について、まちづくりへの協力規定としての内容をよりわかりやすく充実させるため、市のしっかりとした強い対処や周辺調整をしっかりと行うことなどの具体的な事項を加入するものです。修正条文は、次の表の第 90 条第 5 項のとおりです。
- (２) 周辺住民等と事業者間の中で合意が整わない開発事業については、市長は、事業者に指導書を交付し、指導書に適合した計画とするよう勧告することができる規定となっていますが、事業者がこの勧告に従わない場合は公表する規定とするものです。6 月公表案にあったものを 1 月公表案で削除したのですが、これを復活させるものです。

条項	修正後	修正前
第 90 条 第 5 項	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく変電所又は鉄塔の新たな建設を行おうとする者は、当該建設に係る用地を決定する前の基本計画の段階で、当該計画を市長に届け出るとともに相談するものとし、市長は、 <u>当該計画に係るまちづくり、住環境及び周辺調整等について、必要により適切な助言、協議及び要請をするものとする。</u> <u>また、建設計画に当たっては、事業者等は、責任をもって地元住民及び関係権利者等に周知及び説明を行い、周辺調整に努めるものとし、地元住民及び関係権利者等から意見及び要望等が提起された場合は、市との協議に真摯に応じるとともに、地元住民及び関係権利者等と話し合い、誠意をもって解決に努めるものとする。</u>	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく変電所又は鉄塔の新たな建設を行おうとする者は、当該建設に係る用地を決定する前の基本計画の段階で、当該計画を市長に届け出るとともに相談するものとする。
第 103 条 第 1 項 第 3 号	市長は、次に該当する事業者の氏名又は名称その他の事項を、規則で定めるところにより、公表することができる。 <u>(3) 第 101 条第 1 項に規定する勧告に従わない事業者</u>	

4 公布日から施行日までの間に相談・協議がある開発事業への対処

条例公布日から施行日までの間に事前協議申出がある開発事業への対処については、指導要綱によって手続きを行うこととなりますが、条例付則及び指導要綱で次のとおり経過措置等を定めることにより、条例の趣旨を踏まえた計画及び実施に努めるよう指導・要請するものとなります。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 省略

(経過措置)

3 施行日前に、日野市住みよいまちづくり指導要綱（昭和 53 年 11 月 1 日制定）第 5 条及び日野市住みよいまちづくり指導要綱細則（昭和 53 年 11 月 1 日制定）第 2 条及び第 3 条の規定に基づき開発事業事前協議申出書等定められた図書が事業者から市長に提出され、かつ、受理された開発事業については、第 7 章の規定は適用しない。ただし、事業者の事情により、平成 18 年 12 月 28 日までに日野市住みよいまちづくり指導要綱第 6 条及び日野市住みよいまちづくり指導要綱細則第 4 条に規定する協定締結が完了しないものについては、この限りでない。

4 施行日までの間、事業者は、条例の趣旨を踏まえ、開発事業を計画及び施行するよう努めるものとする。

5 省略

* 制定に併せて指導要綱を改正

*（条例公布日から施行日までの間、事業者は、まちづくり条例の趣旨を踏まえ、開発事業を計画及び施行するよう努めるものとする。）